

報 告 事 項

項 目	説 明
1 静岡銀行の送金・入金手数料の有料化と負担軽減の取組みについて	令和 7 年 4 月 1 日から、公立学校共済組合静岡支部のメインバンクである静岡銀行における送金手数料及び入金手数料が有料化し、一般と同額の手数料を徴収されることとなった。 手数料負担が増加することにより支部予算を圧迫する可能性があることから、令和 7 年 10 月までに手数料の負担軽減に向けた取組みを進めていくことを第 1 回審議会資料で報告した。 静岡銀行を含む 3 社の金融機関に対して、手数料の負担軽減に向けた協議を重ね、提示された手数料等の比較・検討を行った結果、最も手数料が安価であった静岡銀行を引き続き利用することとなり、令和 7 年 10 月分から送金手数料が減額されている。 (管理担当)
2 「心の健康相談事業」電話相談の開始について	これまで、臨床心理士又は公認心理師による面談相談（対面又はオンライン）を行ってきたが、令和 7 年度より、電話相談（毎週日曜 15:00～17:00 実施）を開始した。 なお、面談相談及び電話相談、それぞれで一年度につき 3 回まで無料で利用することが可能となっている。 (福祉担当)
3 マイナ保険証への完全移行について	令和 7 年 12 月 1 日を以て、組合員証及び被扶養者証の利用が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用登録を行ったマイナナンバーカード）の利用を基本とする仕組みに完全移行した。 これに伴い、マイナ保険証の利用登録を行っていない組合員等に、資格確認書の一括交付を行った。 (給付担当)
4 静岡支部の退職者向け冊子・動画のリニューアルについて	これまで、退職時の手続きで使用する資料は、組合員の任用形態等によって異なっていたが、任用形態等にかかわらず全ての組合員が共通して利用できる「退職者ガイドブック 共済組合：退職時の手続きマニュアル」を、令和 8 年 1 月に新たに作成した。本ガイドブックは、令和 8 年 3 月 31 日以降に退職する組合員の手続きから利用し、紙媒体（冊子）での配付のほか静岡支部ホームページでも閲覧できる。 また、当該冊子の作成に合わせて、退職前後で関係する制度・手続きについて説明した動画を作成し、令和 8 年 3 月上旬から静岡支部ホームページで公開する予定である。 (年金担当)

5 子ども・子育て支援金制度の開始について	政府の少子化政策の抜本的強化にあたり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が始まり、全世帯・全経済主体に医療保険の保険料と合わせて、令和8年4月から掛金及び負担金の徴収が開始される。 掛金の徴収は組合員種別（一般組合員・短期組合員・任意継続組合員）を問わず行われるが、産前産後休暇・育児休業を取得している組合員は免除となり、後期高齢医療の被保険者（75歳以上）である組合員については徴収対象外となる。 なお、掛金額の算出方法は以下のとおりとなる。 「標準報酬月額※1×掛金率※2＝子ども・子育て支援掛金（月額）」 例：標準報酬月額が410,000円の組合員の自己負担額 410,000×1.15/1,000＝471.5円 月額471円（小数点以下切捨て） ※1 組合員が各月で受けた報酬（基本給や手当等を合算した金額）を基に算定した報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて決定したものである。 ※2 子ども・子育て支援金率は2.3/1,000であり、在職中の組合員は労使折半となるため、掛金率及び負担金率がそれぞれ1.15/1,000となる。 (管理担当)						
6 重症化予防対策受診勧奨事業について	組合員の疾病の重症化予防、健康寿命の延伸、健康維持の支援などを目的に、健康診断で要精密検査と判定された組合員のうち、一定期間を経過しても医療機関に受診していない者に対して、受診勧奨を実施する。 本部一括契約により行われ、令和9年1月から3月にかけて、委託業者から該当者の自宅宛てに受診勧奨通知が送付される予定。（事業に関する詳細は未定。） なお、現在実施している「人間ドックの健診結果に関するアンケート」については、この事業の開始に伴い、必要な情報が得られるようになることから、令和7年度を以って終了する。 (福祉担当)						
7 在職老齢年金制度の見直しについて	在職老齢年金制度とは、働きながら老齢厚生年金を受給する高齢者について、賃金（給与と賞与）と年金の合計額が支給停止調整額を上回る場合に年金額の全部または一部が支給停止となる仕組みである。 令和7年6月13日に成立した年金制度改正法によって制度の見直しが行われ、働き続けることを希望する高齢者の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとすることを目的として、支給停止調整額が次のとおり引き上げられる。 <table><tr><td></td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr><tr><td>支給停止調整額</td><td>51万円/月</td><td>65万円/月</td></tr></table> (年金担当)		令和7年度	令和8年度	支給停止調整額	51万円/月	65万円/月
	令和7年度	令和8年度					
支給停止調整額	51万円/月	65万円/月					